令和７年度の保険料のお知らせ

令和７年度の保険料につきましては、７月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

均等割（１人当たりの額）52,953円 ＋ 所得割（本人の所得に応じた額）（令和６年中の所得－最大４３万円）× 11.79% ＝ １年間の保険料【限度額 80 万円】（100 円未満切捨）

・１年間の保険料の上限額は 80 万円です。
・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
・前年の所得金額により、43 万円の控除額が異なる場合があります。

【お問合せ先】役場住民課保険グループ
TEL 32-2410

～保険料の軽減～

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和３５年１月１日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに１５万円を引いた額で判定します。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ、均等割が５割軽減となります。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金からのお支払い」となります。口座振替を希望される方は役場住民課保険グループにお問い合わせください。次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納付書」か「口座振替」にて納めてください。

年金からのお支払いができない場合…

・介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額 18 万円未満の方）
・介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える方
・新たに制度に加入された方の半年の期間

保険料のお支払いが困難な場合は住民課保険グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

ジェネリック医薬品とは

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にご相談してください。

安全性や価格について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。薬によって異なりますが、新薬より３割以上、中には５割以上安くなるものもあります。